

八王子市と全国健康保険協会東京支部との健康増進に関する連携協定書

八王子市(以下「甲」という。)と全国健康保険協会東京支部(以下「乙」という。)は、甲の市民に健診後の健康教育など健康づくりに関して連携した取組を行っており、更なる連携を推進するため、以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互連携と協働による活動を推進し、甲の市民並びに乙の被保険者及び被扶養者(以下「市民等」という。)に対する健康づくりを推進することで、健康寿命の延伸や医療費適正化を図ることを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関して協力及び取り組むこととする。なお、実施方法、実施時期等やその他具体的な実施事項については、甲及び乙で協議の上、別途定めることとする。

- (1) 市民等の健康教育や保健指導に関すること
- (2) 市民等の健康課題の把握のための特定健康診査結果等の活用に関すること
- (3) 市民等の健康情報に関する普及啓発に関すること
- (4) 市民及び市内事業所の健康づくりの推進に関すること
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

(守秘義務)

第3条 甲及び乙は、本協定に掲げる連携・協力事項の検討及び実施により、知り得た秘密事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、連携・協力事項の検討及び実施により知り得た他の当事者(以下「開示者」という。)の個人情報を開示者の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。

(協定書の有効期限)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも終了の申し出がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

(協定の見直し及び解除)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、本

協定の変更又は解除を行うものとする。

(疑義等の協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙間で協議して決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名し、各自その1通を保有する。

令和8年(2026年)2月19日

甲 東京都八王子市元本郷町三丁目24番地1号
八王子市

八王子市長

初宿和夫

乙 東京都中野区中野4丁目10番2号
中野セントラルパークサウス7階
全国健康保険協会 東京支部

東京支部長

柴田潤一郎

八王子市と全国健康保険協会東京支部との健康増進に関する連携協定書

八王子市(以下「甲」という。)と全国健康保険協会東京支部(以下「乙」という。)は、甲の市民に健診後の健康教育など健康づくりに関して連携した取組を行っており、更なる連携を推進するため、以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互連携と協働による活動を推進し、甲の市民並びに乙の被保険者及び被扶養者(以下「市民等」という。)に対する健康づくりを推進することで、健康寿命の延伸や医療費適正化を図ることを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関して協力及び取り組むこととする。なお、実施方法、実施時期等やその他具体的な実施事項については、甲及び乙で協議の上、別途定めることとする。

- (1) 市民等の健康教育や保健指導に関すること
- (2) 市民等の健康課題の把握のための特定健康診査結果等の活用に関すること
- (3) 市民等の健康情報に関する普及啓発に関すること
- (4) 市民及び市内事業所の健康づくりの推進に関すること
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

(守秘義務)

第3条 甲及び乙は、本協定に掲げる連携・協力事項の検討及び実施により、知り得た秘密事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、連携・協力事項の検討及び実施により知り得た他の当事者(以下「開示者」という。)の個人情報を開示者の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。

(協定書の有効期限)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも終了の申し出がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

(協定の見直し及び解除)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、本

協定の変更又は解除を行うものとする。

(疑義等の協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙間で協議して決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名し、各自その1通を保有する。

令和8年(2026年)2月19日

甲 東京都八王子市元本郷町三丁目24番地1号
八王子市

八王子市長

初宿和夫

乙 東京都中野区中野4丁目10番2号
中野セントラルパークサウス7階
全国健康保険協会 東京支部

東京支部長

柴田潤一郎

八王子市と全国健康保険協会東京支部との健康増進に関する連携協定書

八王子市(以下「甲」という。)と全国健康保険協会東京支部(以下「乙」という。)は、甲の市民に健診後の健康教育など健康づくりに関して連携した取組を行っており、更なる連携を推進するため、以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互連携と協働による活動を推進し、甲の市民並びに乙の被保険者及び被扶養者(以下「市民等」という。)に対する健康づくりを推進することで、健康寿命の延伸や医療費適正化を図ることを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関して協力及び取り組むこととする。なお、実施方法、実施時期等やその他具体的な実施事項については、甲及び乙で協議の上、別途定めることとする。

- (1) 市民等の健康教育や保健指導に関すること
- (2) 市民等の健康課題の把握のための特定健康診査結果等の活用に関すること
- (3) 市民等の健康情報に関する普及啓発に関すること
- (4) 市民及び市内事業所の健康づくりの推進に関すること
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

(守秘義務)

第3条 甲及び乙は、本協定に掲げる連携・協力事項の検討及び実施により、知り得た秘密事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、連携・協力事項の検討及び実施により知り得た他の当事者(以下「開示者」という。)の個人情報を開示者の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。

(協定書の有効期限)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも終了の申し出がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

(協定の見直し及び解除)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、本

協定の変更又は解除を行うものとする。

(疑義等の協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙間で協議して決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名し、各自その1通を保有する。

令和8年(2026年)2月19日

甲 東京都八王子市元本郷町三丁目24番地1号
八王子市

八王子市長

初宿和夫

乙 東京都中野区中野4丁目10番2号
中野セントラルパークサウス7階
全国健康保険協会 東京支部

東京支部長

柴田潤一郎